

利用契約書
重要事項説明書
(訪問看護)

訪問看護ステーション シャイン

訪問看護サービス利用契約事項

_____様(以下、「利用者」と)、訪問看護ステーション シャイン (以下、「事業者」)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約を結びます。

第一条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令及びこの契約書に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第二条(契約期間)

- 1.この契約の期間は 令和____年____月____日(訪問開始日)から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第九条に基づく契約の終了まで本契約の定めるところに従って当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
- 2.利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第三条(訪問看護計画の作成・変更)

- 1.事業者は、医師の診断に基づいて利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ訪問看護計画書を作成します。
- 2.訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- 3.事業者は訪問看護計画の内容を利用者及び、その家族に対して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとします。
- 4.次のいずれかに該当する場合、事業者は第一条に規定する訪問看護の目的に従って訪問看護計画を変更します。
 - 1 利用者の心身の状況・環境の変化などの変化により当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - 2 利用者及びその家族などが訪問看護計画の変更を希望する場合
- 5.事業者は前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族に同意を得るものとします。

第四条(主治医との関係)

- 1.事業者は主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
- 2.事業者は「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、連携を図ります。

第五条(訪問看護サービスの内容)

- 1.利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については【訪問看護計画書別紙】に記載されているとおりです。
- 2.事業者は【訪問看護計画書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明を行います。
- 3.事業者は従事する訪問看護師等を派遣し、第三条によって作成された訪問看護計画書に基づき、利用者に対して訪問看護のサービスを提供します。
- 4.利用者及びその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者及びその家族の同意をもって新たなサービス内容を記載した【訪問看護計画書別紙】を作成しそれをもって訪問看護のサー

ビス内容とします。

第六条(サービス提供の記録)

- 1.事業者は訪問看護のサービス実施ごとに、内容を記録簿に記入しサービス終了時に利用者及びその家族の確認を受けることとします。
- 2.事業者は利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後から二年間保管します。
- 3.利用者及びその家族は当該利用者にかかる第二項のサービス実施記録を当該事業所の営業時間内に閲覧できます。または、利用者及びその家族の希望があれば控えを交付します。

第七条(料金)

- 1.利用者は訪問看護のサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
- 2.事業者は当月料金の合計額を、明細を請求書に付して利用者に渡します。
- 3.利用者は当月料金の合計額を翌月までに事業者の指定する方法で支払います。
- 4.利用者の居宅において、サービスを提供するためのみに発生します。水道・ガス・電気・電話などの費用は利用者の負担とします。

第八条(料金の変更)

- 1.事業者は利用者に対して、一か月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2.利用者が料金の変更を承諾する場合は、【重要事項説明書】にて新たな利用料金を説明します。
- 3.利用者は料金の変更を承諾しない場合は、第九条に基づき契約の終了を申し入れることができます。

第九条(契約の終了)

- 1.利用者は事業者に対して1か月間の予告期間において通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が2週間以内の通知でもこの契約の解約ができます。
- 2.事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事でこの契約の解約ができます。
- 3.次の事由に該当した場合、利用者は通知することで直ちにこの契約の解約ができます。
 - 1 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 4 事業者が事業指定の取り消しや、閉鎖、破産した場合
- 4.次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約の解約ができます。
 - ①利用者のサービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ②利用者またはその家族などが事業者やサービス提供の従事者に対してこの契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
 - ③利用者またはその家族などが事業者やサービス提供の従事者に対して拒否が強くサービスの提供が困難な場合
 - ④利用者またはその家族などが事業者やサービス提供の従事者に対して事前の連絡をすることな

くサービス提供日に不在だったことが2週間続いた場合

⑤ハラスメント行為(暴言・暴力・脅迫・性的嫌がらせ行為・過度な要求・長時間の拘束・土下座の強要など)により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合

5.次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。

- 1 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- 3 利用者が死亡した場合

第十条(訪問看護師の交替)

- 1.利用者は訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適当と思われる事情、若しくは交代を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、訪問看護師の交替を申し入れることができます。
- 2.事業者は訪問看護師の交替によって利用者及びその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 3.事業者は訪問看護師が体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選しサービスを遂行できるよう調整します。

第十一条(サービスの中止)

- 1.利用者は事業者に対して、サービス実施日の前営業日の17時までに通知することで料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2.利用者がサービス実施日の前営業日の17時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部をキャンセル料として請求する場合があります。この場合の料金は第七条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第十二条(秘密保持)

- 1.事業者及び事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2.事業者は利用者及びその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて、連携機関との会議等で話し合う場合、利用者及びその家族の個人情報を共有します。なお、本契約をもって同意したとみなします。

第十三条(急変時の対応)

事業者は訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が起きた場合またはその他必要な場合、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第十四条(賠償責任)

- 1.事業者は訪問看護のサービス提供に伴い、事業者の帰責事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2.第一項の場合において利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第十五条(身分証携行義務)

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた場合いつでも身分証を提示します。

第十六条(協議義務)

利用者は事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければな

りません。

第十七条(連携)

事業者は訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます

第十八条(相談・苦情対応)

事業者は利用者及びその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の相談・苦情などに対し迅速かつ誠実に対応を行います。

— 相談・苦情窓口所在地 —

訪問看護ステーション シャイン

札幌市白石区栄通9丁目1-10

サクラブール栄通 105

TEL 011-858-9000(平日 9:00~18:00)

FAX 011-858-9001(24時間受付可能)

または、以下の機関でもお受けすることができます。

○北海道国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談専用ダイヤル

TEL 011-231-5175

○札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

TEL 011-211-2547

○札幌市中央区役所保健福祉課

TEL 011-231-2400

第十九条(本契約に定めのない事項)

- 1.利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2.この契約に定めのない事項については介護保険法令、その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第二十条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は利用者及び事業者は事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

訪問看護重要事項説明書

(令和8年3月20日現在)

1.訪問看護事業者の概要

法人名称	株式会社 シャイン	
代表者	佐々木 直人	
所在地	住所	札幌市清田区北野7条1丁目5番7号
	電話	011-858-9000
	FAX	011-858-9001
設立年月日	平成29年3月8日	

2.事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション シャイン	
管理者	及川 量資	
所在地	住所	札幌市白石区栄通9丁目1-10サクラブール栄通105
	電話	011-858-9000
	FAX	011-858-9001
サービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護	
事業所番号	0160592515	
実施地域	札幌市	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	かかりつけ医から指定訪問看護が必要と認定された利用者に対し、訪問看護サービスを提供することで病気や傷害があっても住み慣れた我が家、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
運営の方針	<p>1 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内保険・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。</p> <p>2 利用者の生活の質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供し、サービス提供にあたっては、ご利用者及び家族の意思を尊重します。</p> <p>③質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。</p>

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	(常勤3名)	2.5名	管理業務を行うものを含む
作業療法士	(常勤1名)	1名	
理学療法士	(常勤1名)	1名	

(4) サービス提供時間

平日(月～金)※祝日含む	午前9時～午後6時
休日	要相談

3.サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活

の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

4.提供するサービス内容と費用

(1) 訪問看護計画の作成

かかりつけ医の指示ならびに利用者に係る居宅介護事業者が作成した居宅サービス計画やご利用者の意向や心身の状態を把握し、支援の目標に応じて、具体的なサービス内容を含めた訪問看護計画を作成いたします。

(2) 訪問看護計画の変更

心身の状態などに変化があった場合は、訪問看護計画の見直しを行い、双方で同意を得たうえで支援を行います。

【サービスの概要】

①病状・障がいの観察

病気や障がいの状態、血圧や体温、脈拍などの観察を行い、異常の早期発見等を行います。

②清潔支援による清潔保持

身体の清拭、洗髪、足浴、入浴介助や指導を行います。

③食事および排泄などに係る指導・処置

食事介助、食事内容の指導や助言、排泄介助、排便困難時の指導や服薬調整、処置などを行います。

④褥瘡の予防

褥瘡予防の工夫や指導、褥瘡の処置などを行います。

⑤介護予防

健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐ助言などを行います。

⑥リハビリテーション

拘縮予防や機能の回復と維持、嚥下訓練などを行います。

⑦ターミナルケア

がん末期や終末期を自宅で苦痛なく過ごせるよう支援をいたします。

⑧認知症利用者の支援

利用者と家族からの相談に対する対応法などの助言・指導、医療機関との連携などを図ります。

⑨薬の相談、指導

薬の作用・副作用の説明、飲み方などの指導、残薬の確認などを薬局や医療機関と連携を図ります。

⑩カテーテル等の管理

胃瘻や膀胱留置カテーテルなどの管理、気管カニューレの管理などを行います。

⑪その他医師に指示による医療処置

医師の指示のもと点滴の実施、インスリン注射などの指導・助言を行います。

※訪問看護サービス実施の為に必要な備品等(水道・ガス・電気等)は利用者負担となります。

(3) 看護職員などの禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- 1 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書などの預かり
- 2 利用者または家族からの金銭または高価な物品・飲食物等の授受
- 3 利用者の同居家族に対する訪問看護の提供

- 4 利用者居宅での飲酒、喫煙、飲食
 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
 (利用者または第三者等の生命や身体を保護するための緊急時や、やむを得ない場合は除く)
 6 利用者または家族になどに対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) 緊急時などにおける対応方法

- ① 緊急時の対応方法について、かかりつけ医・利用者と確認して訪問看護を開始します。
 ② 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけ医に連絡し、適切な処置を行います。かかりつけ医の連絡が困難な場合は救急搬送などの必要な処置を講じます。

(5) サービス利用料金

- ① 介護保険の場合 ※介護保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
 ② 医療保険の場合 ※医療保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

介護予防保険

適用項目	基本料金(介護報酬額の1割)	基本料金(介護報酬額の2割)	基本料金(介護報酬額の3割)	介護保険適用外となる料金
20分未満	303円	606円	909円	
30分未満	450円	900円	1350円	
30分～60分未満	794円	1588円	2382円	
60分～90分未満	1090円	2180円	3270円	
理学療法士 20分	283円	566円	849円	
理学療法士 40分	566円	1132円	1698円	
理学療法士 60分	416円	832円	1248円	
初回訪問看護加算	306円	612円	918円	
緊急時訪問看護加算	586円	1172円	1758円	
特別管理体制加算 I・II	I : 510円 II : 255円	I : 1020円 II : 510円	I : 1530円 II : 765円	
エンゼルケア				13000円

介護保険

適用項目	基本料金(介護報酬額の1割)	基本料金(介護報酬額の2割)	基本料金(介護報酬額の3割)	介護保険適用外となる料金
20分未満	314円	628円	942円	
30分未満	470円	940円	1410円	
30分～60分未満	823円	1646円	2469円	
60分～90分未満	1129円	2258円	3387円	
理学療法士 20分	294円	588円	882円	
理学療法士 40分	588円	1176円	1764円	

理学療法士 60分	793円	1586円	2379円
初回訪問看護加算	306円	612円	918円
緊急時訪問看護加算	586円	1172円	1758円
特別管理体制加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ:500円 Ⅱ:250円	Ⅰ:1000円 Ⅱ:500円	Ⅰ:1500円 Ⅱ:750円
ターミナル加算	2552円	5104円	7656円
エンゼルケア			13000円

※介護(予防)保険適応の場合であっても、保険滞納などによって事業者には保険給付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適応外の料金をいただいて、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を、後日役所の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けてください。

(2) 医療保険

適用項目	基本料金	保険適応外となる料金
基本療養費:週3日まで	5550円	
基本療養費:週4日以降	6550円	
管理療養費:初日/2日目以降	7440円/3000円	
難病等複数訪問看護加算	2回/日 4500円	
難病等複数訪問看護加算	3回/日 8000円	
長時間訪問看護加算(90分以上)	5200円	
複数名訪問看護加算	看護師2名 4500円	
24時間対応体制加算	6400円	
特別管理体制加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ:5000円/Ⅱ:2500円	
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間18時～22時、早朝6時～8時)	2100円	
深夜訪問看護加算(22時～6時)		4200円
ターミナルケア加算		2500円
エンゼルケア		13000円

※その他別途加算がつく場合もあるため算定対象となった際はご説明致します。

※キャンセルに関しては、前日までにご連絡ください。当日のキャンセルに関しては、一律1,000円を請求させて頂くことをご了承下さい。

【利用契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書の同意】

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、訪問看護サービスの提供にあたり、円滑に実施するために行う情報共有やサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問看護サービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・その他の情報

1. 説明者より重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

2. 個人情報の利用に際し、説明を受け同意します。

3. 訪問看護ステーション シヤインを利用するにあたり、利用契約書及び重要事項説明書の交付を受けて、契約に同意します。

4. 利用開始は 令和_____年_____月_____日 より有効とすることに同意します。

【緊急時訪問看護同意書】

説明者より重要事項説明書で緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護について説明を受け、令和_____年_____月_____日 よりこのサービスを利用することに同意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約同意日 _____年 _____月 _____日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【家族】

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

【署名代筆者】

私は本人の契約意思を確認し署名代筆いたしました。

続柄: _____

代筆理由: _____

住所 _____

氏名 _____ 印

【事業者】

(住所) 札幌市白石区栄通9丁目1-10-105号

(名称) 株式会社 シャイン 訪問看護ステーション シャイン

(管理者) 及川 量資

(説明者) 及川 量資 事業所印